

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2022年4月1日
商工中金

財形住宅貯蓄 住宅取得時の要件の一部変更について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2022年4月1日（金）に勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令が施行され、財形住宅貯蓄における住宅取得時の要件が一部改正されました。

財形貯蓄総合パンフレットがお手元にあるお客さまにおかれましては、下記が変更になりますので、お手続きの際はご留意いただきますようお願い申し上げます。

【変更箇所】（財形貯蓄総合パンフレット ③財形住宅貯蓄の頁抜粋）

加入資格	満55歳未満の勤労者	
契約制限	1人1契約	
非課税枠	財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円以内	
積立方法	給与・ボーナスから天引き積み立て（2年未満の積立中断は可能）	
払出制限	住宅取得・増改築等以外の払い出しは不可（死亡・重度障害を除く）	
住宅の要件 ＜住宅取得の場合＞ ※増改築等の場合は変更 ありません。	現状	変更後（2022年4月1日以降）
	① 床面積が50㎡以上（登記簿上の床面積）	① 床面積が50㎡以上（登記簿上の床面積） <u>または勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和5年12月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものであるときは床面積が40㎡以上</u>
	② 中古住宅の場合は、取得の日以前20年（耐火構造住宅は25年）以内に建設されたもの	② 中古住宅の場合は、 <u>昭和57年1月1日以降に建設されたもの</u>
	③ 取得した住宅に勤労者本人の所有名義があること	③ 同左
	④ 勤労者本人が居住すること	④ 同左

なお、ご不明な点等がございましたら、商工中金財形事務センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

商工中金財形事務センター

フリーダイヤル：0120-763-511

受付時間：銀行営業日 9時～17時